

## 特有財産（2023年8月7日産経新聞掲載）

### 夫婦の財産 離婚時にどう分ける？

#### 【質問】

夫と離婚することになりました。財産分与として双方の財産を半分ずつ分けると聞きましたが、今住んでいる自宅は、結婚後に私が父から相続したものです。この自宅も財産分与の対象となるのでしょうか。

#### 【回答】

民法762条第1項は、「夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産（夫婦の一方が単独で有する財産をいう。）とする」と定めています。ですから、ご質問のように、父親から相続した自宅は、結婚後に相続したものであっても、「自己の名で得た財産」として、財産分与の対象とはなりません。

また、婚姻時に持っていた財産、例えば、婚姻前から有していた預貯金や不動産は「婚姻前から有する財産」ですから、同様に財産分与の対象とはなりません。ただし、預貯金については、婚姻前の分と婚姻後の分が明確に区別できることが必要です。

なお、婚姻中に夫婦が互いに協力し合って形成した財産は財産分与の対象となります。そこで、例えば、夫が婚姻中に働いて得た収入は、夫婦互いに協力しあって形成した財産と考えられ、夫の名前で得たものであっても、財産分与の対象となります。

財産分与は、夫婦それぞれが半分ずつ取得するというのが原則ですが、どちらが何を取得するかは、話し合いで決めることができます。例えば、結婚後に建てて夫の名義とした自宅で、まだ夫名義のローンが残っている場合には、話し合いで、夫が自宅を取得し、住宅ローンも夫が支払っていくという解決をすることもあります。

ですから、どの財産をどのように分けるかについては、夫婦でよく話し合うことが大切です。なお、夫婦間で話し合いがまとまらない場合やそもそも話し合いが困難な場合は、弁護士にご相談ください。

（弁護士 赤木俊之）